

ごみ焼却施設の維持管理の情報

令和4年度(2022年度)

		単位		4月	5月	6月	7月	8月	9月	基準
処分した一般廃棄物の種類および数量										
可燃ごみの焼却量	t	1号炉	2,136.75	0.00	5,086.73	5,492.49	5,388.77	5,064.38		
		2号炉	5,115.53	4,641.95	1,312.99	1,715.82	5,377.26	5,045.44		
		3号炉	5,142.49	4,286.44	5,328.59	5,492.58	5,416.97	2,486.04		
燃焼ガス等に関する記録										
燃焼ガスの温度	℃	1号炉	1,019	－	1,009	1,004	1,015	1013	800 以上	
		2号炉	990	976	980	949	966	974		
		3号炉	972	964	966	961	951	944		
集じん器入口の温度	℃	1号炉	175	－	171	173	173	172	200 以下	
		2号炉	175	176	176	170	173	172		
		3号炉	175	176	177	178	178	175		
一酸化炭素濃度	ppm	1号炉	6.1	－	2.1	1.8	1.8	1.8	100 以下	
		2号炉	1.4	1.2	1.2	2.0	1.5	1.4		
		3号炉	0.9	0.8	0.6	0.7	0.6	0.9		
ばいじんの除去を行った日	—	1号炉	付属機器による除去 〔ガス冷却設備：ボイラーストブロワで毎日実施 ろ過式集じん器：空気式自動洗浄装置で毎日実施〕							
		2号炉								
		3号炉								

	単位		10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準	
処分した一般廃棄物の種類および数量										
可燃ごみの焼却量	t	1号炉	3,559.43	5,266.34	4,491.32	4,149.13	4,599.28	5,256.25		
		2号炉	3,915.79	5,243.11	4,285.82	3,980.74	4,586.72	5,236.70		
		3号炉	0.00	4,839.46	4,643.60	4,358.26	3,766.03	1,084.98		
燃焼ガス等に関する記録										
燃焼ガスの温度	℃	1号炉	1,018	1,024	1,022	1,020	1,033	1,043	800 以上	
		2号炉	993	988	954	991	991	1,003		
		3号炉	－	956	958	953	938	952		
集じん器入口の温度	℃	1号炉	174	174	172	171	172	175	200 以下	
		2号炉	174	173	170	171	172	175		
		3号炉	－	174	174	174	173	176		
一酸化炭素濃度	ppm	1号炉	1.6	1.6	2.1	1.7	1.7	1.6	100 以下	
		2号炉	1.3	1.3	1.5	1.3	1.3	1.3		
		3号炉	－	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9		
ばいじんの除去を行った日	－	1号炉	付属機器による除去 〔ガス冷却設備：ボイラーストブロワで毎日実施 ろ過式集じん器：空気式自動洗浄装置で毎日実施〕							
		2号炉								
		3号炉								

煙突から排出される排ガスの測定結果

	単位		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	排出基準
採取日	—	1号炉	R4.4.14	R4.6.15	R4.8.8	R4.9.29	R4.12.12	R5.2.17	
		2号炉	R4.4.15	R4.6.3	R4.8.10	R4.9.29	R4.12.5	R5.2.14	
		3号炉	R4.4.15	R4.6.14	R4.8.9	R4.11.15	R4.12.13	R5.2.14	
計量証明発行日	—	1号炉	R4.4.25	R4.6.27	R4.8.29	R4.10.12	R4.12.23	R5.3.1	
		2号炉	R4.4.26	R4.6.15	R4.8.29	R4.10.12	R4.12.19	R5.2.27	
		3号炉	R4.4.26	R4.6.24	R4.8.29	R4.11.25	R4.12.23	R5.2.27	
硫黄酸化物	Nm ³ /h	1号炉	<0.018	<0.018	<0.017	<0.016	<0.016	0.020	K値規制※1
		2号炉	<0.017	0.020	<0.017	<0.016	<0.015	0.015	
		3号炉	<0.017	0.019	<0.019	<0.018	<0.016	<0.015	
ばいじん※2	g/Nm ³	1号炉	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04
		2号炉	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
		3号炉	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
塩化水素※2	mg/Nm ³	1号炉	1.1	1.7	0.9	1.3	1.1	2.1	700
		2号炉	0.9	<0.5	1.4	0.7	0.6	1.4	
		3号炉	0.5	0.7	0.6	0.6	0.7	0.8	
窒素酸化物※2	ppm	1号炉	15	16	22	15	12	13	250
		2号炉	16	19	21	19	10	21	
		3号炉	22	22	23	20	19	21	

※1 硫黄酸化物の排出量は、地域ごとに定められた係数(K値)と、煙突の有効高さ等によって規制されており、K値が小さいほど排出規制も厳しくなります。

豊中市のK値は1.17で、排出規制値は5.0Nm³/h(届出排出ガスより算出)です。

濃度に換算すると、およそ110ppmです。

※2 ばいじん濃度、塩化水素濃度、窒素酸化物濃度については、酸素濃度(12%)換算値

ダイオキシン類にかかる測定結果

	採取日	計量証明 発行日	測定結果	排出基準
1号炉	R4.8.8	R4.9.16	0.0000022 ng-TEQ/Nm ³	0.1 ng-TEQ/Nm ³
2号炉	R4.8.10	R4.9.16	0 ng-TEQ/Nm ³	
3号炉	R4.8.9	R4.9.16	0 ng-TEQ/Nm ³	
下水放流水	R4.6.15	R4.7.26	0.000021 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L

▽ <測定値 : 定量下限値(正確に定量測定ができる最低濃度)未満を表しています。

▽ 酸素12%換算 : 関係法令により規制されている、酸素濃度12%の状態に換算した濃度を示しています。

▽ m³N(立法メートルノルマル) : 0℃1気圧の状態に換算した気体の体積を表す単位です。

▽ TEQ(毒性等量) : いちばん毒性の強いダイオキシン2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-ジオキシンの毒性を1として換算した値を示しています。

▽ 排出基準値 : 大気汚染防止法、下水道法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいており、届出に用いた値から算出した値を示しています。